

証券コード 6803  
2022年5月27日

# 株主各位

東京都多摩市落合一丁目47番地  
**ティアック株式会社**  
取締役社長 英 裕 治

## 第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、適切な感染拡大防止策をした上で開催いたします。感染拡大防止の観点から株主様の安全確保を最優先し、インターネットまたは書面による事前の議決権行使を推奨申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、次のいずれかの方法により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

3～4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照の上、**2022年6月16日（木曜日）午後5時40分までに議決権を行使ください。**

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2022年6月16日（木曜日）午後5時40分までに到着するようご返送ください。**

インターネット、書面もしくはご出席で期限までに議決権を行使いただいた株主様にはコンビニ等でご利用可能なクオカード（500円分）を進呈いたします。（発送時期は8月中を予定）

### 記

- |        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2022年6月17日（金曜日）午前10時                |
| 2. 場 所 | 東京都多摩市落合一丁目43番地<br>京王プラザホテル多摩 4階アポロ |

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件                   |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件          |

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎ 本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況、連結注記表および個別注記表は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.teac.co.jp/jp/>）に掲載しており、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告作成のための監査等委員会および会計監査人の監査対象文書の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

#### 【株主様へのお願い】

- ・感染拡大防止のため座席間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご入場をお断りする場合がございます。
- ・感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項および議案の詳細な説明を省略する場合がございます。
- ・感染拡大の状況次第では、会場や開始時刻が変更となる可能性がございます。その場合は、当社ウェブサイト（<https://www.teac.co.jp/jp/>）に掲載いたします。
- ・ご来場の株主様は、会場受付付近でのアルコール消毒、マスクの持参・着用にご協力をお願いいたします。
- ・会場受付付近で検温を実施いたします。発熱が認められる方、体調不良と思われる方、マスクのご着用のない方は入場をお断りする場合がございます。
- ・運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上マスク着用で対応いたします。

昨年引き続き、当日ご出席の株主様へのお土産配布は取りやめております。  
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



## 【推奨】インターネットによる議決権行使のご案内

行使  
期限

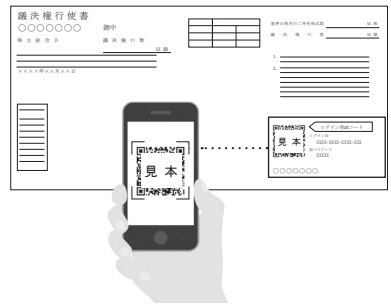
2022年6月16日(木曜日)  
午後5時40分入力完了分まで

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

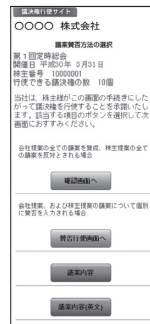
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス  
してください。

2 議決権行使書用紙に記載された  
「ログインID・仮パスワード」を  
入力しクリックしてください。



「ログインID・  
仮パスワード」  
を入力  
「ログイン」  
をクリック

3 新しいパスワードを登録してくだ  
さい。



「新しいパスワー  
ド」を入力  
「送信」を  
クリック

4 以降は画面の案内に従って賛否を  
ご入力ください。

※操作画面はイメージです。

- ・パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要があります。

このような状況の中で当社グループは、音響機器事業のうちハイエンドオーディオ機器事業は、次世代アンプの要素技術の確立と新規カテゴリーへの挑戦でラインナップを拡充し、海外市場を伸ばす事で堅実な成長路線を目指してまいりました。プレミアムオーディオ機器事業は、当社デジタル及びアナログ技術の粋を結集したReferenceシリーズを軸に、すべてのカテゴリーにおいて新製品が競合に比常に個性的な価値を持つ事で、収益向上とブランド・イメージの回復を引き続き目指してまいりました。音楽制作・業務用オーディオ機器事業では、世界各国で連携したデジタルマーケティングの強化および多数の戦略的新製品の投入により製品ラインナップを更に拡充いたしました。情報機器事業においては、IoTやAIなどの市場の先端技術への取り組みを行う事により、新しい市場への開拓を進めてまいりました。

当連結累計期間におきましては、新製品が好評を博したことで売上収益は増加し、前連結会計年度の営業利益は1億2千7百万円の一過性の個別開示項目の利益（年金制度変更等）の発生がありましたが、当連結会計年度は本業のみで前期比増となる営業利益を計上しました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上収益は160億4百万円（前期比9.7%増）、営業利益は6億5千4百万円（前期比28.8%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益3億9千2百万円（前期比30.1%増）となりました。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

音響機器事業の売上収益は109億8千5百万円（前期比9.1%増）となり、セグメント営業利益は12億8千3百万円（前期比4.6%増）となりました。

ハイエンドオーディオ機器（ESOTERICブランド）は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う度重なる緊急事態宣言の影響や半導体不足、サプライチェーンの混乱な

どの影響を受けましたが、新しく上市したネットワーク関連製品が予想以上の売上で推移しました。またアジア市場をはじめ北米、欧州の海外市場全般で売上が伸び全体で増収を達成いたしました。

プレミアムオーディオ機器（TEACブランド）も、新たに上市したReferenceシリーズのネットワーク関連製品が国内外で順調に推移しました。また欧州市場を中心にターンテーブルカテゴリー製品の需要増が継続し全体としては増収を達成いたしました。

音楽制作・業務用オーディオ機器（TASCAMブランド）は、BtoC事業において、新生活様式の浸透により成長を続けるクリエイター市場向けに今年度投入した新製品三機種が好調な受注となり、既存品共々堅調な販売となりましたが、港湾混雑等や部品調達難により欧米市場の高い需要を満たせない状況が続いています。BtoB事業においては、世界各国で市況の回復が見られることに加え、部品調達難による設計変更を実施した製品群の供給再開などもあって業務用機器の販売が好調に推移しました。その結果、音楽制作・業務用オーディオ機器全体としては増収となりました。

情報機器事業の売上収益は43億1千7百万円（前期比8.5%増）となり、セグメント営業利益は2億5千4百万円（前期比106.2%増）となりました。

機内エンターテインメント機器は、第4四半期に計画していた海外顧客向け出荷において一部部品の調達が間に合わず翌期に延期となったことから、減収となりました。計測機器関連は、データレコーダーは第4四半期で期待した市場回復が見られず低調に推移しました。センサー関連は半導体製造装置市場向け出荷が好調を維持、シリコンウエハー製造機メーカーからプローブメーカーまで業界全般に渡り大きく出荷を伸ばし、結果として計測機器全体では増収となりました。医用画像記録再生機器は、国内消化器内視鏡向けレコーダーの販売は好調に推移、手術画像用レコーダーも国内・海外共に好調を維持しました。特に海外市場では米国向け出荷が大きく伸長、インド、南米等の医療新興国においても安定した出荷を維持できました。また、第4四半期にはフラッグシップモデルとなる新製品の4Kレコーダーの出荷も開始しました。結果として医用画像記録再生機器全体では、増収となりました。ソリューションビジネスは、大手顧客向けITサポートが計画を大きく下回り減収となりましたが、大型の受託開発案件の獲得、販管費の削減により増益となりました。一部海外販売子会社で継続している産業用光ディスクドライブは、医療機器メーカー、防衛等の特定顧客からの需要増により増収となりました。

その他事業の売上収益は7億3百万円（前期比29.2%増）、セグメント営業利益は8千6百万円（前期比292.3%増）となりました。

配当につきましては、当連結累計期間の業績は概ね計画通り進捗したものの、中長期的な企業価値の向上が株主のみなさまに対する最大の還元につながる判断した結果、経営基盤強化の為、内部留保の充実を図り、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきます。株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

企業集団の事業セグメント別売上収益の状況は次のとおりであります。

#### 企業集団の事業セグメント別売上収益

区 分	第73期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		第74期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減比
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
音 響 機 器 事 業	10,067	69.0	10,985	68.6	917	9.1
情 報 機 器 事 業	3,977	27.3	4,317	27.0	340	8.5
そ の 他	544	3.7	703	4.4	159	29.2
合 計	14,589	100.0	16,004	100.0	1,416	9.7

#### (2) 設備投資の状況

当社グループは、省力化、生産性の向上および製品の信頼性向上のための投資を行っています。当連結会計年度の設備投資については、測定器、金型等を中心として経常的な投資にとどまりましたが、内訳は次のとおりであります。

（設備投資の金額には消費税は含みません。）

	当連結会計年度	(単位：百万円) 前期比
音響機器事業	121	34.8%
情報機器事業	51	△38.5%
その他および全社共通	6	△88.4%
合計	<u>177</u>	<u>△20.4%</u>

また、所要資金は自己資金で賄っています。

### (3) 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度において、機動的かつ安定的な資金調達を行うため、株式会社りそな銀行をアレンジャー兼エージェントとする4金融機関と総額25億4千万円のシンジケートローンによるコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末におけるシンジケートローンの借入残高は22億1千万円であります。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、創業以来「記録と再生」をコアに据え、技術革新による記録メディアの変遷とともに、常に高い記録品質を付加価値とする機器を、お客様に提供し続けてきました。しかしながら、インターネットや通信技術の発展に伴い、個人・法人ともに、メディアやその記録再生機器に対するニーズは減少傾向にあります。当社グループは、そのようなニーズの変化について、課題と認識する一方で、競合他社と差別化を図る好機と捉え、音響機器・情報機器の両事業においてネットワーク対応機器およびソリューションの提案・提供を急ぎ、一層の高付加価値化による収益力向上と事業成長を目指します。

2020年に顕在化した半導体を中心とした世界的な部品調達難の長期化により、足元でも市場の需要増への販売機会損失が断続的に発生しております。当社グループは、グローバルな製品需給と部品調達を本社SCM本部が一元管理する一方で、各事業にて必要に応じて設計変更や新製品上市計画の組み替えを行うことで商品供給の安定化を図ります。また、中長期的対応として、商品ロードマップの再組成、新製品の部品採用方針の見直し、共通キーデバイスのモデル間の効率的配分、外部生産パートナーの拡大など、需要増減に即応できる製品供給体制の再構築を進めてまいります。

当社グループは、記録・再生技術への探究心を原点とした事業活動を通じて、環境負荷の低減に努め持続可能な社会を実現することを使命とし、SDGsの達成に貢献してまいります。具体的には、① 女性管理職比率増加、② 紙使用削減、③ 製品・部品リユース比率の向上を直近で取り組むべきテーマとし、それぞれ短期目標ならびに中長期目標を設定し活動しております。

また、当社グループの長きに渡る重要課題の一つであった株主の皆様に対する利益還元については、中長期的な企業価値向上の為に人材、技術開発、ブランド価値向上等の成長投資に資金を投下し、機動的な経営を可能にするための内部留保の適正な水準を維持しつつ、株主の皆様への還元を最大化することを株主還元の基本方



針として、自己資本比率が25%を超えることを目安とし株主の皆様への配当を行うことといたしました。

当社グループは、上記のお客様、従業員、社会・環境、株主の皆様他、金融機関を含むお取引先など全てのステークホルダーに「品質」を約束するブランドとなることで企業価値の持続的成長を目指しており、「品質」向上に向けた短期および中長期の経営課題解決に引き続き取り組んでまいります。

#### (5) 財産および損益の状況

区 分	第 71 期	第 72 期	第 73 期	第 74 期
	(2019年3月期)	(2020年3月期)	(2021年3月期)	(当連結会計年度 2022年3月期)
売 上 収 益 (百万円)	15,682	14,745	14,589	16,004
営 業 利 益 (百万円)	601	286	508	654
税 引 前 当 期 利 益 (百万円)	291	69	342	481
親会社の所有者に帰属する 当 期 利 益 (百万円)	51	27	301	392
基本的 1 株 当 たり 当 期 利 益 (円)	1.77	0.94	10.45	13.60
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分 (百万円)	1,145	1,323	1,844	2,468
1 株 当 たり 親 会 社 所 有 者 帰 属 持 分 (円)	39.76	45.93	64.02	85.70
資 産 合 計 (百万円)	9,316	9,540	9,651	10,081
資 本 合 計 (百万円)	1,320	1,417	1,844	2,468

- (注) 1. 当社は国際会計基準 (IFRS) に基づいて連結計算書類を作成しております。  
 2. 第71期より2018年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。これに伴い、上記の基本的1株当たり当期利益は、第71期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は出資金	議決権比率	主要な事業内容
	千	%	
ティアック アメリカ, INC.	US\$ 38,360	100.0	当社製品の販売
ティアック マニュファクチャリング ソリューションズ株式会社	¥ 64,200	100.0	情報機器製品・高級オーディオ機器の製造受託、部品の製造販売
ティアック UK LTD.	GBP 3,800	100.0	当社製品の販売
ティアック ヨーロッパ GmbH	EUR 2,061	100.0	当社製品の販売
ティアックシステムソリューションズ株式会社	¥ 90,000	100.0	ソフト開発およびシステム機器販売
ティアック オーディオ (チャイナ) CO., LTD.	HK\$ 27,000	100.0	音響機器の部品調達および仲介
東莞ティアック エレクトロニクス CO., LTD.	HK\$ 20,000	100.0	音響機器の製造販売
エソテリック 株式会社	¥ 90,000	100.0	高級オーディオ機器の販売
ティアックカスタマーソリューションズ株式会社	¥ 10,000	100.0	当社製品のサービス
ティアック セールス アンド トレーディング (深セン) CO., LTD.	HK\$ 1,000	100.0	当社製品の販売

- (注) 1. 議決権比率は間接保有を含めた議決権比率を記載しております。  
 2. 100%間接保有の子会社は、ティアック UK LTD.、東莞ティアック エレクトロニクス CO., LTD.、ティアック セールス アンド トレーディング (深セン) CO., LTD. であります。  
 3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。  
 4. ティアック オンキヨー ソリューションズ株式会社は、2021年9月1日付けにてティアックシステムソリューションズ株式会社にて商号変更いたしました。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業セグメント	主 要 製 品
音 響 機 器 事 業	ハイエンドオーディオ機器 (ESOTERICブランド)、プレミアムオーディオ機器 (TEACブランド) 音楽制作・業務用オーディオ機器 (TASCAMブランド)
情 報 機 器 事 業	機内エンターテインメント機器、医用画像記録再生機器、計測機器

(8) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

テ ィ ア ッ ク 株 式 会 社	本社	東京都多摩市
-------------------	----	--------

② 子会社

ティアック マニュファクチャリング ソリューションズ株式会社	本社および工場	東京都青梅市
テ ィ ア ッ ク ア メ リ カ , I N C .	本社	米国 カリフォルニア州
テ ィ ア ッ ク ヨ ー ロ ッ パ G m b H	本社	ドイツ ヘッセン州
東莞ティアック エレクトロニクス CO., LTD.	本社および工場	中国 広東省

(9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
591 名	△8 名

(注) 上記使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先および借入額 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	2,210 百万円

(注) シンジケートローンは株式会社りそな銀行をアレンジャー兼エージェントとする4金融機関によるものであります。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,807,568株（自己株式124,145株を除く）
- (3) 株主数 14,995名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,861 <sup>千株</sup>	9.93 <sup>%</sup>
山下良久	740	2.57
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	599	2.08
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	555	1.92
楽天証券株式会社	551	1.91
日本証券金融株式会社	442	1.53
安藤 収	400	1.39
株式会社 S B I 証券	350	1.22
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	278	0.96
亀井佐和子	223	0.77

（注）持株比率は、自己株式（124,145株）を控除して計算しております。

## 3. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	英 裕 治	CEO
取 締 役	野 村 佳 秀	CFO
取 締 役 （常勤監査等委員）	吉 村 邦 彦	
取 締 役 （監査等委員）	原 琢 己	弁護士、安井・原法律事務所所長、社会福祉法人ハマノ愛生会理事、メリックス株式会社社外取締役
取 締 役 （監査等委員）	坂 口 洋 二	公認会計士、税理士、坂口洋二公認会計士・税理士事務所所長、城南監査法人社員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）原 琢己および坂口洋二の両氏は、社外取締役であります。  
また、原 琢己および坂口洋二の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（常勤監査等委員）吉村邦彦氏は当社グループ内の経理関連部門で経理経験を有し、また、取締役（監査等委員）坂口洋二氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実、内部監査部門等との連携その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、吉村邦彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役の全員（監査等委員である取締役を含む。）との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用および同第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、会社による役員への提訴の場合の争訟費用は補償の適用除外とする、損害賠償金等の補償においては補償委員会の決議により支払うなど、一定の措置を講じております。

## (4) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、当社および当社のすべての子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役および執行役員との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は、特約部分も含め、会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約においては、被保険者である役員等が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者に発生する損害賠償金および争訟費用が填補されることとなりますが、被保険者の違法な行為に起因して生じた損害や会社による損害賠償請求の場合は填補されないなど一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置が講じられております。

(5) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日付の取締役会決議において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めております。その概要は、以下のとおりです。

(イ) 基本報酬（ロ）（ハ）以外の確定額報酬）の額または算定方法

取締役の役割・責務等に応じて基本報酬を決定し、月毎に固定額を支払うこととしております。固定額の改定は、役割・責務が変更する場合を基本に、業容の変化や報酬水準の情勢等を勘案し、決定することとしております。

(ロ) 業績連動報酬等について業績指標の内容、額または数の算定方法

当社は、未だ経営再建途上にあり、固定報酬の一部自主返上が実施されていることを勘案し、業績連動報酬等は適用しないこととしております。

(ハ) 非金銭報酬等（株式報酬・ストックオプション）の内容、「額もしくは数」または「算定方法」

当社は、未だ経営再建途上にあり、固定報酬の一部自主返上が実施されていることを勘案し、非金銭報酬等は適用しないこととしております。

(ニ) (イ) (ロ) (ハ) の割合（構成比率）

確定額の基本報酬を100%としております。

(ホ) 報酬等の付与時期・条件の決定に関する方針

月次払いとしております。

(ヘ) 報酬等の決定の委任に関する事項

代表取締役が、個別報酬案を策定し、監査等委員会の承認を受けた上で、取締役会決議により決定することとしております。

(ト) 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年6月21日開催の第68回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の金銭報酬の額を年額1億7千万円以内、また、取締役（監査等委員）の金銭報酬の額を年額3千万円以内と定めております。なお、同決議当時の役員数は、取締役（監査等委員を除く。）8名および取締役（監査等委員）3名です。

③ 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の内容に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等は、代表取締役英裕治が個別報酬案を策定し、監査等委員会の承認を受けた上で取締役会決議により決定することとしており、取締役その他第三者へ委任はしておりません。

#### ④ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	46 (0)	46 (0)	-	-	2 (0)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	22 (9)	22 (9)	-	-	3 (2)
合 計 (うち社外取締役)	68 (9)	68 (9)	-	-	5 (2)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

#### (6) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役 原 琢己氏は、安井・原法律事務所の所長であり、社会福祉法人ハマノ愛生会理事およびメリックス株式会社の社外取締役を兼職しております。同事務所および兼職先の法人等と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役 坂口 洋二氏は、坂口洋二公認会計士・税理士事務所の所長であり、城南監査法人社員を兼職しております。同事務所および兼職先の法人等と当社との間には特別な関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役 (監査等委員)	原 琢 己	当期開催の取締役会4回、監査等委員会14回および経営執行会議12回のすべてに出席いたしました。 弁護士としての豊富な経験と幅広い知見により、主に法務分野の見地より監督・助言を行い、取締役会の意思決定の適人性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で当社の経営方針の策定等における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)	坂 口 洋 二	当期開催の取締役会4回、監査等委員会14回および経営執行会議12回のすべてに出席いたしました。 公認会計士・税理士としての豊富な経験と幅広い知見により、主に財務会計分野の見地より監督・助言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で当社の経営方針の策定等における監督機能を担っております。

#### 4. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 RSM清和監査法人  
(注) 当社の会計監査人でありました有限責任あずさ監査法人は、2021年6月17日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 48百万円  
② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、これらの合計額を記載していません。  
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 重要な子会社の監査

当社の重要な子会社のうち、海外子会社6社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を四捨五入して表示しています。また、比率は表示桁未満を四捨五入しています。



## 連結財政状態計算書(国際会計基準)

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産</b>		<b>負 債</b>	
<b>流 動 資 産</b>	8,210	<b>流 動 負 債</b>	5,852
現金及び現金同等物	1,304	借 入 金	2,467
営業債権及びその他の債権	3,154	リ ー ス 負 債	312
棚 卸 資 産	3,400	営業債務及びその他の債務	1,458
その他の流動資産	352	引 当 金	693
<b>非 流 動 資 産</b>	1,870	未 払 法 人 所 得 税	44
有 形 固 定 資 産	1,513	そ の 他 の 流 動 負 債	878
無 形 資 産	147	<b>非 流 動 負 債</b>	1,761
繰 延 税 金 資 産	15	借 入 金	619
その他の金融資産	135	リ ー ス 負 債	68
その他の非流動資産	60	長 期 未 払 金	920
<b>資 産 合 計</b>	<b>10,081</b>	退 職 給 付 に 係 る 負 債	76
		引 当 金	43
		繰 延 税 金 負 債	16
		そ の 他 の 非 流 動 負 債	19
		<b>負 債 合 計</b>	<b>7,613</b>
		<b>資 本</b>	
		親会社の所有者に帰属する持分	2,468
		資 本 金	3,500
		資 本 剰 余 金	11
		自 己 株 式	△123
		利 益 剰 余 金	1,809
		利 益 剰 余 金	△3,430
		(IFRS移行時の累積換算差額)	
		その他の資本の構成要素	701
		<b>資 本 合 計</b>	<b>2,468</b>
		<b>負 債 及 び 資 本 合 計</b>	<b>10,081</b>

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

## 連結損益計算書(国際会計基準)

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	16,004
売 上 原 価	9,232
<b>売 上 総 利 益</b>	<b>6,773</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,127
そ の 他 の 損 益	8
<b>個 別 開 示 項 目 前 営 業 利 益</b>	<b>654</b>
<b>個 別 開 示 項 目</b>	<b>—</b>
<b>営 業 利 益</b>	<b>654</b>
金 融 収 益	3
金 融 費 用	176
<b>税 引 前 当 期 利 益</b>	<b>481</b>
法 人 所 得 税 費 用	90
<b>当 期 利 益</b>	<b>392</b>
当 期 利 益 の 帰 属 先 :	
親 会 社 の 所 有 者 持 分	392
<b>合 計</b>	<b>392</b>

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

## 連結持分変動計算書(国際会計基準)

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本 剰余金	自己 株式	利益 剰余金	利益剰余金 (IFRS移行時の 累積換算差額)
2021年4月1日残高	3,500	16	△121	1,586	△3,430
当期包括利益					
当期利益				392	
その他の包括利益					
当期包括利益合計	—	—	—	392	—
所有者との取引等					
自己株式の取得			△2		
自己株式の処分		△4			
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替				△169	
所有者との取引等計	—	△4	△2	△169	—
2022年3月31日残高	3,500	11	△123	1,809	△3,430

	親会社の所有者に帰属する持分		資本合計
	その他の 資本の構成要素	合計	
2021年4月1日残高	295	1,844	1,844
当期包括利益			
当期利益		392	392
その他の包括利益	313	313	313
当期包括利益合計	313	705	705
所有者との取引等			
自己株式の取得		△2	△2
自己株式の処分		△4	△4
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	93	△76	△76
所有者との取引等計	93	△82	△82
2022年3月31日残高	701	2,468	2,468

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,154</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,929</b>
現金及び預金	845	支払手形	320
受取手形	370	買掛金	347
売掛金	1,456	短期借入金	2,210
商材	788	関係会社短期借入金	1,846
原材料	610	1年内返済予定の長期借入金	55
前払費用	181	1年内返済予定の社債	100
関係会社短期貸付金	312	リース債務	9
未収入金	403	未払金	402
その他の貸倒引当金	△17	未払費用	186
<b>固 定 資 産</b>	<b>6,406</b>	未払法人税等	53
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,425</b>	前払受入金	47
建物	302	預り金	26
構築物	0	賞与引当金	185
機械及び装置	0	製品保証引当金	39
車両運搬具	0	未払消費税等	55
工具、器具及び備品	30	その他	49
土地	1,075	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,456</b>
リース資産	17	社債	350
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>51</b>	長期未払金	878
ソフトウェア	49	長期借入金	217
その他	3	リース債務	10
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,906</b>	その他	1
投資有価証券	0	<b>負 債 合 計</b>	<b>7,384</b>
関係会社株式	4,780	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
長期前払費用	2	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,175</b>
前払年金費用	37	資本金	3,500
長期未収入金	118	資本剰余金	54
敷金及び保証金	105	その他資本剰余金	54
破産更生債権	157	<b>利益剰余金</b>	<b>743</b>
その他の貸倒引当金	△297	その他利益剰余金	743
<b>繰 延 資 産</b>	<b>24</b>	繰越利益剰余金	743
社債発行費	24	<b>自 己 株 式</b>	<b>△121</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>11,560</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,175</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>11,560</b>

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,844
売 上 原 価		6,616
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		5
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>4,222</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,036
<b>営 業 利 益</b>		<b>186</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	301	
受 取 地 代 家 賃	86	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	3	
そ の 他	8	399
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	118	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	58	
不 動 産 賃 貸 原 価	27	
為 替 差 損	44	
そ の 他	6	252
<b>経 常 利 益</b>		<b>333</b>
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損 失	3	
減 損 損 失	16	19
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>314</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△30	△30
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>345</b>

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
2021年4月1日残高	3,500	54	398	△121	3,831	3,831
当期変動額						
当期純利益			345		345	345
自己株式の取得				△0	△0	△0
当期変動額合計	-	-	345	△0	345	345
2022年3月31日残高	3,500	54	743	△121	4,175	4,175

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

ティアック株式会社

取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人  
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 市 川 裕 之 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 藤 本 亮 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ティアック株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ティアック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。



・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

ティアック株式会社

取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人  
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 市 川 裕 之 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 藤 本 亮 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ティアック株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、インターネット等を経由した手段も活用しながら、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、国内子会社については、常勤監査等委員が当該子会社の監査役を兼務することにより経営管理の状況を把握しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

ティアック株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 吉村 邦彦 ㊟

監査等委員 原 琢己 ㊟

監査等委員 坂口 洋二 ㊟

(注) 監査等委員原 琢己及び同坂口洋二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第16条 <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（ 削 除 ）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>附則</p> <p>(新 設)</p>	<p>第16条 (電子提供措置等)  <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u>  <u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則  第2条 (電子提供措置等に関する経過措置)  <u>変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u>  <u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u>  <u>③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討されましたが、特段の意見はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	はなぶさ ゆうじ 英 裕 治 (1961年9月17日生)	1985年4月 当社入社 2001年2月 当社タスカム部長 2004年6月 当社執行役員タスカムビジネスユニットマネジャー 2005年5月 当社執行役員エンタテイメント・カンパニープレジデント 2006年6月 当社代表取締役社長 2013年6月 当社代表取締役社長CEO（現任）	19,200株
	<p>[選任理由]</p> <p>入社以来、音響機器事業に従事し、執行役員エンタテイメント・カンパニープレジデント等を経て、2006年から業務執行の最高責任者である取締役社長、現在では取締役社長CEOを務めており、当社における豊富な業務経験と、経営全般、グローバルな事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>		
2	のむら よし ひで 野 村 佳 秀 (1954年8月11日生)	1977年4月 当社入社 1999年6月 当社業務企画部長 2003年8月 当社財務部長 2004年6月 当社執行役員財務部長 2007年6月 当社取締役財務部長 2010年4月 当社取締役コーポレート本部長 2012年5月 当社取締役コーポレート本部長兼経営情報部長 2013年4月 当社取締役財務担当 2013年6月 当社取締役CFO（現任）	10,800株
	<p>[選任理由]</p> <p>入社以来、主に財務・経理関連業務に従事し、取締役コーポレート本部長等を経て、現在では取締役CFOを務めており、当社における豊富な業務経験と、経営全般、グローバルな管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、英 裕治および野村 佳秀、両氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との契約を継続する予定です。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年7月に同契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしております。英 裕治および野村 佳秀、両氏の再任が承認された場合は、両氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。



### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1 ※	はやし けん じ 林 健 二 (1959年12月18日生)	1983年4月 当社入社 2006年6月 当社法務部部長 2010年4月 当社知的財産法務部長 2013年6月 当社総務人事、知的財産法務担当執行役員（現任）	14,400株
	<p>[選任理由]</p> <p>入社以来、主に法務関連業務に従事し、国内外のグループ会社を含む取引案件や訴訟に携わり、当社における豊富な業務経験と、法務、リスク管理等に関する知見を有していることから、監査等委員である取締役候補者としました。</p>		
2	はら たく み 原 琢 己 (1971年8月11日生)	2000年4月 弁護士登録 2000年4月 阿部・井窪・片山法律事務所入所 2001年10月 安井総合法律事務所入所現在に至る 2011年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2018年1月 安井・原法律事務所所長（現任） [重要な兼職の状況] 安井・原法律事務所所長 社会福祉法人ハマノ愛生会理事 メリックス株式会社社外取締役	0株
	<p>[選任理由及び期待される役割の概要]</p> <p>弁護士として豊富な知識・経験を有しており、引き続き当該知見を活かし、特に法務分野について客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務遂行に対する適切な監督、助言等を期待し、監査等委員である社外取締役候補者としました。</p> <p>当社の経営方針の策定や監査において客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	さかぐちようじ 坂口洋二 (1972年7月24日生)	1996年4月 中央監査法人入所 1999年1月 中央クーパース・アンド・ライブラント国際税務事務所入所 2000年11月 公認会計士登録 2001年9月 クレディ・スイス・ファースト・ボストン証券会社東京支店入社 2005年10月 坂口洋二公認会計士事務所所長 2006年5月 税理士登録 2006年10月 AIGジャパン・パートナーズ株式会社入社 2012年10月 坂口洋二公認会計士・税理士事務所所長(現任) 2013年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) [重要な兼職の状況] 坂口洋二公認会計士・税理士事務所所長 城南監査法人社員	0株
[選任理由及び期待される役割の概要] 公認会計士・税理士としての豊富な知識・経験等を有しており、引き続き当該知見を活かし、特に財務会計分野について客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務遂行に対する適切な監督、助言等を期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。当社の経営方針の策定や監査において客観的・中立的立場で関与いただく予定です。			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、原琢己および坂口洋二、両氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定です。また、林健二氏の選任が承認された場合は、同内容の契約を締結する予定です。
4. 当社は、原琢己、坂口洋二、両氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、契約を継続する予定です。また、林健二氏の選任が承認された場合は、同内容の契約を締結する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年7月に同契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしております。林健二氏の選任および原琢己、坂口洋二両氏の再任が承認された場合、三氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 原琢己および坂口洋二の両氏は、社外取締役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所のために基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 原琢己および坂口洋二の両氏は、現在当社の監査等委員であります。監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年、社外監査役としての在任期間を通算するとそれぞれ11年および9年となります。

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

（注）本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名		英 裕治	野村佳秀	林 健二	原 琢己	坂口洋二
役職		取締役CEO	取締役CFO	取締役監査等委員	取締役監査等委員	取締役監査等委員
属性		常勤業務執行	常勤業務執行	常勤監査等委員	独立社外取締役	独立社外取締役
構成状況	取締役会	○	○	○	○	○
	監査等委員会			○	○	○
当社が各取締役特に期待する分野	企業経営・企業戦略	○				
	財務会計		○			○
	営業・マーケティング	○				
	製造・研究開発					
	SCM					
	IT・DX		○			
	グローバル	○	○			
	法務			○	○	
	コーポレートガバナンス		○	○		
	ESG・サステイナビリティ			○		
性別	男性	○	○	○	○	○
	女性					

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都多摩市落合一丁目43番地  
京王プラザホテル多摩 4階アポロ  
電話 042-374-0111 (代)



### 交 通

京王相模原線「京王多摩センター駅」下車	徒歩 約2分
小田急多摩線「小田急多摩センター駅」下車	徒歩 約2分
多摩都市モノレール「多摩センター駅」下車	徒歩 約2分